

長期ビジョン推進委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、長期ビジョン推進委員会設置要綱（平成15年8月21日施行）第10条の規定により、長期ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、当該会議において公開しないと決めた場合は、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として公開する。

3 前条ただし書きの場合にあっても、公開することによって著しい支障が生じる部分を除き、公開するものとする。

(代理)

第5条 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、委員長又は部会長の許可を得て、代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人が、会議その他委員会の職務に従事したときの謝金及び旅費の取扱いは、長期ビジョン推進委員会設置要綱第7条及び第8条の規定に準じる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月21日から施行する。